

広域二次交通の整備及び情報のデジタル化支援事業企画提案募集要領

「広域二次交通の整備及び情報のデジタル化支援事業」（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 広域二次交通の整備及び情報のデジタル化支援事業

2 事業目的

東北には魅力的な観光資源が豊富に存在するものの、観光地が点在しており、観光地に至るまでには主要な駅や空港から観光地に至るまでの二次交通の整備やその情報発信の充実が求められている。

しかしながら、東北においては二次交通に関する路線情報等の基本情報の発信が不足しているほか、その環境整備は、各自治体や交通事業者が単独で取り組むには営業範囲や採算性等の課題があり、実現性が乏しいのが現状である。

そこで本事業では、広域的な取組としてプラットフォームの構築及び広域プロモーションを実施する。プラットフォームに東北の交通情報を集約し、訪日外国人の利便性向上を図るとともに、広域プロモーションとして各交通事業者の取組についても情報発信する。

3 契約期間 契約締結の日から令和2年3月13日（金）まで

4 実施場所 青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、仙台市（以下「6県1市」という。）

5 契約の相手方の選定

本事業は、6県1市による連携事業であり、仙台市が幹事市として、公募による企画提案を募集し、優れた提案および能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

（1）二次交通情報の一元化

① プラットフォームの構築

ア 東北6県の交通事業者の基本情報を集約したプラットフォームを構築すること。

イ 5言語対応（英語・韓国語・簡体字・繁体字・タイ語）とすること。

ウ 目的地までのアクセス情報（手段、所要時間、運賃等）が検索できる機能を整備すること。検索機能については、5言語対応でなくとも構わないが、少なくとも英語には対応できるものとする。

エ 東北の交通事業者が実施するフリーパス・周遊パス等訪日外国人向けの取組を掲載すること。

オ プラットフォームは、外国人利用者の利便性の観点より、東北全域の観光地情報が容易に検索できるよう構築すること。ただし、東北全域の観光地情報が検索できるサイト内に構築することでこれに代えても構わない。

カ プラットフォームに最新の情報が記載されるよう、API連携等を活用したサイト構築

とし、旅ナカでのスマートフォン閲覧に対応できるものすること。

キ 各自治体や交通事業者等のHPへのリンクを貼るなどして連携すること。

ク プラットフォームは、英語版を先行して令和元年9月中に構築すること。

② プラットフォームの管理・改修

ア 情報更新等プラットフォームの維持管理を行うこと。

イ (3)で行う検証の結果を踏まえ、必要と思われる改修を行うこと。

ウ 過年度の東北観光復興対策交付金事業で作成した二次交通に関するHPサイト
(<http://www.tohoku-road-trip.jp/index.php> 等)の維持管理を行うこと。

③ 交通事業者基本情報データ収集

ア 東北域内で営業する下記事業者の基本情報データを収集すること。

i 鉄道事業法による鉄道事業者(JR、私鉄等)

ii 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに自家用自動車有償貸渡事業者(高速バス・乗合バス・レンタカー・タクシー等)

iii 海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者(フェリー等)

iv 鉄道事業法による索道事業者(ロープウェイ等)

イ 基本情報は原則以下の事項とする。

アに記載した事業者の

i 東北域内の営業所の所在地

ii 路線情報・時刻表・料金が記載されたHP(外国語対応の有無)

iii フリーパス・周遊パス・モデルコース等訪日外国人向けの取組

(過年度実施訪日外国人旅行者周遊促進事業「広域二次交通リサーチ事業」で調査したものを除く)

iv ii、iiiに関する問合せ先

v オンライン予約の可否

vi i～vの他必要と認める情報

ウ 基本情報データ収集に際しては、広域での交通情報一元化及びその情報発信が訪日外国人の利便性向上に寄与することを対象事業者に丁寧に説明し、必要であれば調査に協力いただくための対応を行うこと。

(2) プラットフォーム及び各種取組の周知

① WEB、Wi-Fiによる情報発信

(1) ①で構築したプラットフォームについて、

ア 訪日外国人旅行者の旅マエ利用を促進するため、WEBにおいて情報発信を行うこと。
なお、情報発信においては、プラットフォームの他にプロモーション用の特設ページを設けること。

イ 訪日外国人旅行者の旅ナカ利用を促進するため、Wi-Fi事業者と連携した情報発信を行うこと。

ウ アは対象とする市場を明確にした上で、対象市場の特性を考慮し、効果的な訴求が可能な方法により行うこと。なお、過年度実施した東北観光復興対策交付金事業で得たりマー

ケティングデータ等のデジタルデータを効果的に活用すること。

② 紙媒体による情報発信

(1) ①で構築したプラットフォームについて、

ア 訪日外国人旅行者の旅マエ・旅ナカ利用を促進するため、紙媒体による情報発信を行うこと。

イ アは対象とする市場を明確にした上で、対象市場の特性を考慮し、効果的な訴求が可能な方法により行うこと。

ウ 国内の交通事業者に対し、プラットフォームの活用理解や連携のための情報発信を行うこと。この場合、既存の会議等を利用しても構わない。

③ 相乗効果が期待できる取組の実施

①②に加え、二次交通に関する訪日外国人の利便性向上及び交通事業者の訪日外国人向け取組の情報発信に効果的な取組を実施すること。

なお、取組の内容は、国内の交通事業者に対し、情報の一元化並びにデジタル化がインバウンド対応に効果的であることを訴求する内容であることが望ましい。

(3) プラットフォームの検証

ア 平成30年度事業「ソーシャルメディア等を活用した誘客促進事業」で選定した重点取組スポットを含む訪日外国人が多く訪れる東北の観光地を実際にプラットフォームで検索した場合、適切に機能するか調査すること。調査の結果を踏まえてプラットフォームの改修を行うこと。

イ アの実施時期については、ラグビーワールドカップが開催される前の令和元年9月までとすること。

ウ その他、プラットフォーム及びその情報発信方法について、訪日外国人の利用を促進するための課題を抽出できるような検証を行い、将来のプラットフォームの継続的活用の在り方や交通事業者の情報連携の在り方について、事業を推進しながら検証し、方向性や課題を整理すること。

(4) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え、その他、交付金事業や広域周遊観光促進のための観光地域連携事業等と連携・活用し、事業効果を高めること。

(5) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書及び事業報告書概要版を作成し、指定する納入期限までに6県1市に提出すること。

形式：A4

納入期限：令和2年3月13日（金）

※ 上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

(6) その他

本業務を円滑に遂行するため、6県1市への説明・連絡調整を行うこと。

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者または次に掲げる要件を全て満たすものでなければならぬ。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと
 - ※「地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること
- (3) 仙台市に本店または支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (4) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

第 3 スケジュール（予定を含む。）

- | | | |
|---|------------------------|---------------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 平成 31 年 4 月 24 日（水） |
| 2 | 企画提案に関する説明会 | 令和元年 5 月 10 日（金） |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和元年 5 月 17 日（金） |
| 4 | 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 令和元年 5 月 21 日（火） |
| 5 | 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 令和元年 5 月 28 日（火） |
| 6 | 企画提案書の選考（書面審査 ※） | 令和元年 6 月 3 日（月） |
| 7 | 企画提案書の選考（プレゼンテーションの実施） | 令和元年 6 月 5 日（水） |
| 8 | 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和元年 6 月 11 日（火） |

※ 企画提案書の書面審査は、提案事業者数が 5 社以上の場合のみ実施。

第 4 応募手続

1 企画提案に関する説明会

企画提案に応募しようとする者は、必ず以下により開催する説明会に参加しなければならない。

- (1) 開催日時 令和元年 5 月 10 日（金） 13 時 15 分から（1 時間程度）
- (2) 開催場所 仙台市役所本庁舎 5 階 第 2 会議室
（仙台市青葉区国分町 3-7-1）

(3) 内容

- ① 業務の概要
- ② 質疑応答

※ 仙台市及び連携自治体の調整を担う一般社団法人東北観光推進機構の職員が説明を行う。

(4) 参加申込方法

ア 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、説明会への出席者は、1事業者あたり2名以内とする。

イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

仙台市文化観光局東北連携推進室

bun008620@city.sendai.jp

ウ 提出期限 令和元年5月9日（木）正午まで ※必着

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和元年5月17日（金）正午まで ※必着

(2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

仙台市文化観光局東北連携推進室

bun008620@city.sendai.jp

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年5月21日（火）までに説明会の参加申込者全員に対して電子メールで行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第2号）1部

イ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）1部

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去2年以内に国、又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ウ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請すること。

エ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて申請すること。

(2) 提出期限 令和元年5月28日（火）17時まで ※必着

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所本庁舎4階）

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷

も可) 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和元年5月28日(火)17時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室(仙台市役所本庁舎4階)

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日 令和元年6月5日(水) ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第1会議室

(仙台市青葉区国分町3-7-1)

(3) 実施方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は20分以内とし、その後必要に応じ適宜質疑応答を行う。仙台市が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・原則としてプロジェクター等の使用は認めない。ただし、プレゼンテーションの持ち時間の範囲内で、提案者が自ら準備した機器等で行う場合はこれを妨げるものではない。

(4) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点及び予定価格

1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 全体計画(配点10点)

業務実施の方向性、体制、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か

(10点)

(2) 業務別の内容(配点70点)

① プラットフォームの構築について

- ・プラットフォーム構築に関する正確性・確実性について(10点)
- ・プラットフォーム管理・改修に関する体制について(5点)
- ・交通事業者情報収集の確実性について(10点)

② プラットフォーム及び各種取組の周知について

- ・WEBにおける情報発信の効果について(15点)
- ・Wi-Fi事業者と連携した情報発信の効果について(5点)

- ・紙媒体による情報発信の効果について（５点）
- ・情報発信に関する効果把握について（１０点）
- ③ プラットフォームの検証について
 - ・検証の効果及び時期について（１０点）
- (3) 事業効果・独自性（配点２０点）
 - ① 前年度までの成果、課題を踏まえた効果的な取り組みとなっているか（５点）
 - ② 広域連携事業として効果的な取り組みとなっているか（１０点）
 - ③ 相乗効果が期待できる独自の提案がなされているか。（５点）

2 予定価格

4, 909, 000円（税率８％として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ 参考

仙台市を含む６県１市分の予定価格の総額（上限額）は、34,363,000円（税率８％として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、６県１市の負担割合は以下のとおりである。企画提案書の作成にあたっては６県１市の負担割合なども考慮すること。

青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	仙台市
1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 7	1 / 7

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が２つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は6県1市に帰属するものとし、また、6県1市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分すること。

別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、本業務中に知り得た個人情報は、一切の漏えいを禁止する。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て6県1市に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

対象地域における観光の現状と課題を分析した上で、課題解決に向けた業務実施の方向性を示すとともに、(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① プラットフォームの構築

- ・交通事業者の基礎情報を集約したプラットフォームの概要及び構築することでの交通事業者支援にかかる効果について、図等を用いながら具体的に記載すること
- ・プラットフォームの構築から公表までのスケジュールを記載すること
- ・プラットフォームの改修及び掲載する情報の更新に関する実施方法について記載すること

② 交通事業者基本情報データ収集

- ・基本情報データ収集の実施方法について具体的に記載すること

③ WEB、Wi-Fiによる情報発信

- ・対象市場を明記し、対象市場に適した情報発信方法を提案すること
- ・プロモーション用特設ページについて具体的に記載すること
- ・Wi-Fi事業者と連携したプロモーションについて具体的に記載すること
- ・WEB、Wi-Fiによる情報発信を行うことでどの程度の効果が見込まれるか記載すること

④ 紙媒体による情報発信

- ・対象市場を明記し、対象市場に適した情報発信方法を提案すること
- ・国内交通事業者に対する情報発信について具体的な実施方法を提案すること

⑤ プラットフォームの検証

- ・検証に関する実施体制について具体的に記載すること
- ・検証を行うスケジュールについて具体的に記載すること

(6) 対象地域への誘客につながる独自の提案

(7) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること

(8) 見積書

- ① 本業務は6県1市による広域連携事業となることから、仙台市が委託する本業務に対する見積書に加え、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県に対しての見積書も合わせて提出すること。その際は、以下の各県の契約予定価格（上限額。税率8%として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）を踏まえたものとする。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 各4,909,000円

- ② 業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数1者につき1案

(2) ページ数等

・A4版片面印刷、表紙と目次を除き、15ページ以内、カラー印刷も可

(3) 提出部数10部